

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

「職業安全衛生法」最新改正内容

2019年5月15日總統華總一義字第10800049111号令に基づき、第3、6条の条文の改正を公布。施行期日は、行政院の定めるところによる。

※朱色部分は改正部分

条文番号	改正前(2013.06.18)	改正内容(2019.4.26)
第3条	<p>本法律でいう主務機関とは、中央においては行政院労働者委員会とし、直轄市では直轄市政府とし、県(市)において県(市)政府とする。</p> <p>本法律に関する衛生事項については、中央主務機関は中央衛生主務機関とともに取り扱う。</p>	<p>本法律でいう主務機関とは、中央においては労働部とし、直轄市では直轄市政府とし、県(市)において県(市)政府とする。</p> <p>本法律に関する衛生事項については、中央主務機関が中央衛生主務機関とともに取り扱う。</p>
第6条	<p>使用者は次に掲げる事項に関し、規定に適合した必要な安全衛生設備及び措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械、設備もしくは器具等により引起す危害への防止 2. 爆発性もしくは発火性等の物質によって引き起こされる危害への防止 3. 電、熱もしくはその他によって引き起こされる危害への防止 4. 採石、採取、採掘、荷役、運搬、堆積、もしくは伐採等の作業によって引き起こされる危害への防止 5. 墜落、物体の落下もしくは崩落等のおそれがある作業場で引き起こされる危害への防止 	<p>使用者は次に掲げる事項に関し、規定に適合した必要な安全衛生設備及び措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機械、設備もしくは器具等により引起す危害への防止 2. 爆発性もしくは発火性等の物質によって引き起こされる危害への防止 3. 電、熱もしくはその他によって引き起こされる危害への防止 4. 採石、採取、採掘、荷役、運搬、堆積、もしくは伐採等の作業によって引き起こされる危害への防止 5. 墜落、物体の落下もしくは崩落等のおそれがある作業場で引き起こされる危害への防止

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<ul style="list-style-type: none"> 6. 高圧気体によって引き起こされる危害への防止 7. 原料、材料、気体、蒸気、粉塵、溶剤、化学品、毒性物質を含むもしくは酸素不足によって引き起こされる危害への防止 8. 放射能、高温、低温、超音波、騒音、振動もしくは異常な気圧等によって引き起こされる危害への防止 9. 監視器械もしくは精密な作業によって引き起こされる危害への防止 10. 廃棄気体・液体もしくは残留物等の廃棄物によって引き起こされる危害への防止 11. 水害もしくは火災等によって引き起こされる危害への防止 12. 動物、植物もしくは微生物等によって引き起こされる危害への防止 13. 通路、床もしくは階段等により引起した危害への防止 14. 十分な通気性、日当たり、照明、保温もしくは湿気予防をしていないことにより引起した危害への防止（第一項） 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 高圧気体によって引き起こされる危害への防止 7. 原料、材料、気体、蒸気、粉塵、溶剤、化学品、毒性物質を含むもしくは酸素不足によって引き起こされる危害への防止 8. 放射能、高温、低温、超音波、騒音、振動もしくは異常な気圧等によって引き起こされる危害への防止 9. 監視器械もしくは精密な作業によって引き起こされる危害への防止 10. 廃棄気体・液体もしくは残留物等の廃棄物によって引き起こされる危害への防止 11. 水害、風害もしくは火災等によって引き起こされる危害への防止 12. 動物、植物もしくは微生物等によって引き起こされる危害への防止 13. 通路、床もしくは階段等により引起した危害への防止 14. 十分な通気性、日当たり、照明、保温もしくは湿気予防をしていないことにより引起した危害への防止（第一項）
--	--

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>使用者が次に掲げる事項に関し、必要な計画及び安全衛生措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重複作業等によってきたす筋肉、骨格疾病予防 2. 交代制勤務、夜勤、長時間勤務等の異常の業務負荷による疾病への予防 3. 業務執行により、他人の不法行為により身体的もしくは精神的な侵害への防止 4. 避難、救急、休憩もしくはその他労働者の心身の健康を保護するための事項（第二項） <p>前二項必要な安全衛生に関する設備と措置の基準及び規則は、中央主務機関の定めるところによる。（第三項）</p>	<p>使用者が次に掲げる事項に関し、必要な計画及び安全衛生措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重複作業等によってきたす筋肉、骨格疾病予防 2. 交代制勤務、夜勤、長時間勤務等の異常の業務負荷による疾病への予防 3. 業務執行により、他人の不法行為により身体的もしくは精神的な侵害への防止 4. 避難、救急、休憩もしくはその他労働者の心身の健康を保護するための事項（第二項） <p>前二項必要な安全衛生に関する設備と措置の基準及び規則は、中央主務機関の定めるところによる。（第三項）</p>
---	---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。